

長野県飯綱町議会の取組みについて

1. 飯綱町基礎データ

○平成 17 年 10 月 1 日、牟礼村と三水村の 2 村の合併により町へと移行。

○人口(2014 年 9 月 30 日現在)

計 11,917 人(内訳:男 5,843 人、女 6,074 人)

○町議会構成(2014 年 10 月 16 日現在)

- ・総議員数 15 名(性別 男性:12 名 女性:3 名)
- ・事務局職員数 2 名(局長、書記)

2. 議会政策サポーター制度について

○制度の制定経緯と趣旨

- ・合併に伴う議員定数の減(二村合計で 36 名から、合併後には町全体で 15 名)を受け、住民による議会支援体制を構築し、住民とともに開かれた議会創りを行う取組の一環として、住民と議会との協働による政策研究を行うことを検討。
- ・平成 22 年 4 月、議員の政策立案能力向上と議会への住民参加を目的に、町民と議会が協働して政策づくりをすすめる「政策サポーター制度」を創設。平成 24 年に制定した議会基本条例にも、同制度についての規定あり(※)。

(※) 第 7 条 議会は、政策提言活動に積極的に取り組む。その際、町民目線での政策研究の一環として「政策サポーター制度」を創設することができる。

○制度の活用実績

過去 2 回開催し、計 4 つのテーマにつき政策提言書を町長に提出。議会審議の結果、1 件は条例の制定という形で結実。

【第 1 回 飯綱町議会政策サポーター会議(平成 22 年 4 月～11 月)】

- ・平成 22 年 4 月に発足、議員のほか、12 名の町民が参加(公募 2 名・要請 10 名)(男性 10 名、女性 2 名)

- ・ 研究テーマ(議会で決定)
「行財政改革」、「都市との交流・人口増加」(各テーマ6回の研究会を開催)
- ・ 各研究会で学習と自由討議を重ね、政策提言内容を合意
- ・ 平成22年11月、提言書を町長へ提出
 - ① 飯綱町における行財政改革推進のための政策提言
 - ② 都市との交流事業を多様に発展させ、町人口の増加をめざす政策提言

【第2回 飯綱町議会政策サポーター会議(平成25年6月～平成26年6月)】

- ・ 平成25年6月に発足、議員のほか、15名の町民が参加(公募3名・要請12名)(男性8名、女性7名)
- ・ 研究テーマ(議会で決定)
「集落機能の強化と行政との協働」、「新たな人口増対策」(各6回、8回の研究会開催)
- ・ 政策提言書を町長へ提出
 - ①25年11月、「新たな人口増対策」研究会において、来年度の予算に反映させるため、「子育て支援の町・飯綱町」政策提言書を取りまとめ、町長へ提出
 - ②26年6月、「集落機能の強化と行政との協働」研究会において、「集落機能の強化と町行政との協働の推進のための政策提言書」を取りまとめ、町長へ提出
- ・ 条例の制定
平成26年9月、議員提案で「飯綱町集落振興支援基本条例」を議決(添付資料を参照)

○今後の課題

- ・ 政策サポーターの充実策
- ・ 町長に提言を実行させる方策の検討(予算要求、議会審議で議員から積極的に議論等)
- ・ その他

(出典)

- ・飯綱町議会事務局ホームページ <http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/43/000378.html>
- ・飯綱町議会事務局資料

飯綱町集落振興支援基本条例（抜粋）

第1条 この条例は、飯綱町集落の振興について、町の責務と町民の役割を明らかにするとともに、集落の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、集落の振興を総合的に支援し、もって、集落機能を強化し、町民誰もが各集落で、いつまでも暮らし続けられる地域社会の実現を図ることを目的とします。

第2条 この条例において、集落とは町民生活の基礎単位である各区及び各組並びに町長が認める行政を単位とした区域をいいます。

第3条 町が支援する集落振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなりません。

- (1) 集落の振興は飯綱町総合計画の理念に基づき地域住民等との「協働」を基本とし、活動の展開が図られること。
- (2) 集落の振興は地域全体の問題として、特に地域を支える女性や若者等多様な主体者の協力の下、持続的な取組が図られること。
- (3) 地域住民が将来にわたって安心して、生き生きと暮らし続けられるようにすること。

第4条 町は、町民誰もが各集落で、安心していきいきと暮らせるよう、集落の振興を支援する総合的施策を計画的かつ持続的に実施しなければなりません。

第5条 町民は、町がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとします。

2 町民は、自主的かつ主体的に集落の振興を図るよう努めるものとします。

第6条 町は、集落の振興を支援する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

- (1) 集落の自然環境を保全すること。
- (2) 集落の公益的機能の維持を推進すること。
- (3) 集落の個別課題に対応した生活環境の向上を図ること。
- (4) 集落における遊休荒廃地対策を図ること。
- (5) 集落の産業の振興を図ること。
- (6) 集落の高齢者が生き生きと暮らせる施策を推進すること。
- (7) 集落における空き家対策も含め、定住促進を図ること。
- (8) 集落を超えた連携を推進すること。
- (9) 集落の振興に資する自主的かつ主体的な取組を支援すること。
- (10) 集落の課題を住民とともに調査研究すること。

第7条 町長は、前条に定める指針にのっとり、集落の振興を支援する施策を総合的かつ計画的に推進するため、集落の振興を支援する施策の取組を「集落支援プログラム」にまとめ、毎年度、議会に報告するとともに、町民にこれを公表しなければなりません。

第8条 町長は、毎年、「集落支援プログラム」の実施結果、成果や課題等について議会に報告し、これを公表しなければなりません。

第9条 町は、集落の振興を支援する施策を策定し、及び円滑に実施するため、職員の地域担当制等必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとします。

第10条 町は、町民の意見及び集落の現状を把握し、集落の振興を支援する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

山梨県昭和町議会の取組みについて

1. 昭和町基礎データ

○昭和 17 年 7 月、西条村、押原村及び常永村の 3 ケ村が合併し、昭和村が誕生。その後、昭和 46 年 4 月に町制を施行し、昭和町となる。

平成の大合併により近隣周辺の町はすべて合併したが、昭和町民は従来通りの単独町政を選択し、現在に至る。

○人口(2014 年 9 月 30 日現在)

計 19,034 人(内訳:男 9,662 人, 女 9,372 人)

○町議会構成(2014 年 10 月 20 日現在)

- ・議員総数 16 名(性別 男性:15 名 女性:1 名)
- ・事務局職員数 2 名(局長, 書記)

2. 大学(山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センター)との連携の試み

○趣旨

昭和町議会と昭和町近隣にある山梨学院大学のローカル・ガバナンス研究センターとが、議会改革の動きの一環として、平成 20 年 5 月に連携協定を締結(添付資料「昭和町議会と山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターとの連携に関する協定書」を参照)。ローカル・ガバナンス研究センター所属の研究者の専門知識や大学の学生の若い感性を生かして改革に取り組むというもので、自治体議会と大学の研究機関との提携は全国初の試みだとされる。

○提携の内容

提携の内容は、ローカル・ガバナンス研究センターが昭和町議会に対して、研修・政策提言・コンサルティングなどを行って議会改革を支援するというもの。具体的には、山梨学院大学教員による研修の実施、議員と山梨学院大学法学部政治行政学科の学生が町政や町の活性化策などについて話し合うワークショップの開催、学生が議場で質問を行う学生模擬議会の実施などが試みられている。

3. 井戸端会議(地域住民と議員の対話集会)制度について

○趣旨

地方公共団体の議会の役割として、議員が常に住民との対話に努め、住民の悩みと声を聞き、議論を重ね、調査・研究を進め、住民福祉の向上と地域社会の活力のある発展を目指し、区長会との協働事業として行う。

発足の経緯

昭和町の議員定数は16名であり、平成20年当時、町内の12区中11区には議員が選出されていたが、常永地区の飯喰区だけは議員が不在であった。

この地区は、平成12年から都市計画事業の推進を積極的に進めており、83.4haを市街化区域に編入するための県下最大の面的整備(常永土地地区画整理事業)の話が持ち上がっており、地域住民から町や議会に質問や要望が相次いだ。そこで、常永地区の議員5名で平成20年7月に区の役員との話し合いの場を設置した。

この飯喰区で実施した会議が好評で、他地区でも開催して欲しいとの要望が多く出たため、平成21年度より全区で開催することとし、現在に至るまで継続している。

制度の概要

議会と町内各区との協働事業として位置づけており、区の役員及び区民と、3常任委員会(総務、教育厚生、産業土木)とで構成されている。各常任委員会が4地区ずつ受け持ち、議会報告も兼ねた意見交換をしている。

寄せられた質問については、議会には執行権がないため、3つに分類して対応。

意見、要望でその場で答えられるもの。

答えられない事柄については、持ち帰り調査研究をして区長宛てに文書にて報告。

将来に渡っての政策提案等、については議会で一般質問を実施。

制度の活用実績

平成21年度以降、議員が12地区に年1回ずつ出向き、住民との意見交換を行ってきた。井戸端会議で出された意見・要望は、結果報告書として区長に提出している。結果報告書の一部を「議会だより」にも掲載している。また、必要に応じて、住民から要望のあった地域の現地視察や議会の一般質問で当該要望を取り上げるなどしている。

本制度の今後の課題

- ・女性や若い世代の参加の増強。
- ・今後の町づくり計画についての共通した問題提起として議員から意見聴取・交換を行う必要性。

(出典)

- ・昭和町議会事務局ホームページ <http://www.town.showa.yamanashi.jp/chosei/gikai.php>
- ・昭和町議会事務局資料
- ・山梨学院大学ホームページ www.ygu.ac.jp/
- ・「議会改革リポート 変わるか!地方議会(127)大学との連携、住民との意見交換を踏まえて、さらなる議会改革を：山梨県昭和町議会」(ガバナンス128号124頁以下)



昭和町議会と山梨学院大学ローカル・ガバナンス 研究センターとの連携に関する協定書

山梨県中巨摩郡昭和町議会（以下「甲」という。）と山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センター（以下「乙」という。）は、地方自治の発展と地域の振興に貢献するため、互いに連携することに合意し、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携の下、地方分権時代の地方議会のあり方を調査、研究し、住民に信頼される地方議会の構築を目指すことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地方自治に関すること。
- (2) 地方議会改革に関すること。
- (3) その他甲乙が協議の上必要と認めること。

（経費の負担）

第3条 前条に掲げる連携及び協力に必要な経費の負担については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

（連絡協議会）

第4条 甲と乙は、連携及び協力に必要な事項を協議するため、「連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催するものとする。

2 協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（細目）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携及び協力の細目その他の事項については、甲、乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各々1通を保有する。

平成20年 5月22日

甲 山梨県中巨摩郡昭和町議会
議長 浅川 武 男

乙 山梨学院大学ローカル・ガバナンス
研究センター
センター長 江 藤 俊 昭

浅川 武男

江藤 俊昭